

在宅重症患者外出支援事業について

この事業は、在宅難病患者の方が特殊車両を使用しなければ通院等の外出ができない場合に、その利用料の一部を助成するものです。この制度を利用する場合は事前に登録が必要です。

< 御利用いただける方 >

次のすべての要件を満たした方が対象となります。

- (1) 横浜市内在住者
- (2) 障害者総合支援法第4条第1項で定める治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である方
- (3) 難病に起因して通常の交通機関での移動が困難で、特殊車両を使用せざるを得ない方
- (4) 在宅で療養している方
- (5) 他の制度で移動サービスの利用ができない場合
(他の制度で移動サービスを受けられる場合は、他制度の適用が優先されます)

< 助成対象となる用途と助成割合 >

次の用途で横浜市認定の患者等搬送車を利用した場合、利用1回あたり10万円を限度とし、その利用料の9割に相当する額を横浜市が助成します。出発点または到着点が自宅であることが前提条件です。

- (1) 通院（施設からの通院は含みません）
- (2) 入退院（転院は含みません）、一時帰宅
- (3) 難病患者一時入院事業の利用
- (4) 短期入所（医療機関・身体障害者療護施設に限る）
利用先については、ご利用前に（045-671-4405）まで必ずお問い合わせください。
- (5) 横浜市（福祉保健センターを含む）等が主催する難病講演会・交流会等への参加
- (6) 療養型通所施設への通所（ただし、療養通所介護（デイサービス）等により送迎サービスを受けることができる場合を除く）

< 利用登録の手続き >

※この制度を利用する場合は、事前に登録が必要です。

【登録までの流れ】

お住まいの区役所で利用登録の申請 → 区役所から医療援助課へ利用登録申請書送付
→ 利用登録についての審査 → 利用登録の結果をご申請者様宛に通知 →
利用登録完了（審査の結果不認定になった場合は不承認通知書を送付します）

(1) 登録申請

お住まいの区役所（福祉保健センター）高齢・障害支援課の窓口で登録申請を行います。

【申請に必要な書類】①と②を揃えて御提出ください

① 登録申請書

※申請者は患者本人またはその家族とし、ケアマネジャー等は申請者にはなれませんのでご注意ください。

② 以下、ア)～エ)のうちいずれかの書類

ア) 横浜市特定医療費（指定難病）医療受給者証の写し

イ) 障害者総合支援法の対象疾患にり患しているかつ認定期間内に作成されたことが分かる書類の写し

ウ) 神奈川県特定疾患医療受給者証の写し

エ) 医師の診断書（所定の様式）

※イ) ウ) エ) については、原則指定難病の対象となる疾患以外で、障害者総合支援法で定める疾病にり患されている方のみを対象とします

(2) 利用者登録

提出された申請書と書類を基に、この制度の対象となる方かどうかを審査します。

審査の結果、対象となる場合は、申請者宛に登録決定通知書と助成申請に必要な書類をお送りします。（審査の結果、対象にならない場合は、申請者宛に不承認通知をお送りします。）

< 利用及び助成申請について >

【利用から助成までの流れ】

事業者予約 → 利用 → 助成申請 → 助成できる利用内容であるかどうかの審査 → 助成額の決定 → 助成額の振込

(1) 事業者予約（横浜市患者等搬送事業認定業者に限る）

- ① 患者等搬送車を利用する際には事業者予約する必要があります。その際、必ず「横浜市在宅重症患者外出支援事業を利用する」とお伝えください。
- ② 営業時間や利用料金等は事業者ごとに異なりますので、詳細は予約をする前に事業者へお問合わせください。

(2) 利用当日

- ① 助成申請用の書類の中には事業者が記載する書類（「患者等搬送車搬送内容証明書」）があります。利用の際には忘れずに事業者に渡してください。
- ② 助成対象となる場合でも、利用料金は利用した日に全額事業者にお支払いいただく必要があります。（この制度は償還払いです。）
- ③ 助成対象となる用途は限られています。助成対象外の用途で患者等搬送車を利用した場合は、助成することができませんので御注意ください。

(3) 助成申請

- ① 助成対象となる用途で患者等搬送車を利用した場合は、助成申請書に利用内容を記入します。
- ② 利用した日に事業者へ搬送内容証明書を渡して、健康福祉局医療援助課在宅重症患者外出支援担当宛（住所は下記【送付先】をご覧ください。）に提出するよう、依頼してください。
- ③ 利用した日の翌月末日までに、【助成申請書と患者等搬送車の領収書のコピー】を併せて健康福祉局医療援助課在宅重症患者外出支援担当宛（住所は下記【送付先】をご覧ください。）に提出してください。

(4) 助成額の振込

提出された書類を基に助成できる対象かどうか審査を行います。決定した助成額は請求の翌月末ごろに指定口座に振り込みます。

(必要書類が揃ってから審査を行うため、時間を要する場合があります。)

< 注意事項 >

- 助成対象となる用途が限られています。対象外の用途で患者等搬送車を利用しても助成を受けることはできません。
- ストレッチャーまたはフルリクライニング車いすでの移動のみ助成の対象となります。
- 有料道路代、駐車場代、医療器具等資機材使用料、横浜市福祉タクシー券等による割引額及び院内介助料は助成対象外です。
- 助成額には上限があります。(利用1回あたり10万円が限度です。)
- 利用当日は利用者が一旦、全額を事業者を支払う必要があります。
- **料金設定等は事業者ごとに異なります**。また、自宅と事業者所在地との距離でも料金が異なりますので、予約する前に必ず事業者にご確認ください。

送付先：〒231-0062

横浜市中区桜木町1-1-56 みなとみらい21・クリーンセンター
横浜市健康福祉局医療援助課 在宅重症患者外出支援担当 行